

八王子市立七国中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

- (1) 「いじめは重大な基本的人権の侵害である」との認識に立ち、学校、家庭、地域が一体となり、「いじめをしない・させない・見逃さない」のいじめ三原則の周知及びいじめ撲滅のための具体的取組を推進する。
- (2) すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。
- (3) 加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、その保護者との連絡を密に行い、学校と保護者が協力して当該生徒が抱える問題の解決を図る。

2 主な取り組み

(1) 望ましい人間関係の構築に向けた取組の推進

- ①学級活動の年間指導計画に、望ましい人間関係の構築に向けた多様な活動を位置付け、意図的、計画的に温かい学級風土が醸成するよう取り組む。
- ②学級活動、学校行事、道徳の授業、社会科、国語科等で、「自主的、実践的な態度」「自分に関すること」「望ましい集団活動」「基本的人権」「伝え合う力」等について同一時期に横断的な指導を行うことにより、望ましい人間関係の構築力をはぐくむ。
- ③国語科、社会科等で作文、弁論、討論等を取り入れ、言語活動の活性化からコミュニケーション力の向上を図る。
- ④学校・学校運営協議会・ななくに会・青少年対策七国地区委員会が、いじめの現状や課題、課題解決のための取組について共通理解を図るとともに、いじめ防止と撲滅に向けた行動連携を図る。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織で、校長、副校長、生活指導主任、各分掌主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する）を設置して定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
- ②「いじめ対策委員会」は、毎週金曜日の2校時に開催し、情報共有や対応策の検討を行う。その結果は、議事録に記録する。
- ③「いじめ対応のための時間」を毎週水曜日の5校時に開催し、生徒の状況把握や生徒からの聞き取り、教員の情報共有や事務処理の時間として活用する。
- ④「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する生徒アンケートを年3回実施する。
- ⑤いじめアンケートや生徒からの訴えなどの情報をパソコン上のフォルダに集約し、職員全員が情報の共有を行い、全教職員で指導にあたる。
- ⑥生徒の様子に対しては常にアンテナを高くし、ちょっとした違和感（特にからかいやいじりに注意）を見逃さない。授業者は『早く行って、遅く帰る』を心がけ、生徒をしっかりと見守る。また昼休みには、各フロアを複数の教員で見守る。
- ⑦いじめ基本方針を学校だよりやHPに掲載し、保護者にもいじめの認識を再確認してもらい、指導の協力を求める。

⑧スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①生徒の携帯電話等によるインターネット上の書き込みの現状、掲示板やブログ、メール等の書き込みによるトラブルやいじめについて、学校から家庭に情報提供を行い、学校・家庭の連携のもとに問題解決を図る。
- ②ななくに会、保護者会、セーフティ教室、青少対講演会等を通して、携帯電話のコミュニケーションツールとしての便利な機能だけでなく、いじめやトラブル、悪徳商法、出会い系等について理解を図り、学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全な育成を図る。
- ③各教科等において情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ④校長会、副校長会、生活指導主任研修会等において、学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては、プロバイダーへの削除依頼を行うとともに、八王子市教育委員会に報告するなど、迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめの事実確認を徹底して行う。

担任は、個別及び集団に対して、いじめに関する事実確認を行うとともに、記録を取る。

(2) 担任から学年主任、生活指導主任へ報告する。(生活指導主任から副校長・校長へ報告する)

(3) いじめ対策委員会にて、いじめ解決のための手順を確認し合う。

いじめ解決のための手順

- ① いじめを受けた生徒からの聞き取りを行う。(周りの生徒から客観的状況を聞き取る)
 - ② いじめを行った生徒からの聞き取りを行う。
 - ③ 双方の保護者への連絡、情報の共有の確認を行う。(直接会って伝える)
 - ④ いじめを行った生徒に対する指導を行う。
 - ⑤ いじめを受けた生徒が安心して学校生活ができるよう助言をする。
 - ⑥ 双方の保護者へ指導の報告を行い、いじめを行った生徒に対する支援、助言を通してこれからの成長を促す連絡及び、今後の協力体制を確認する。
- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- (5) 担任は、「班長会」を開催し、生徒たちの自主的、自発的な解決を目指す。
- (6) 学年主任は、専門委員会である「学級委員会」を開催し、いじめの問題について話し合うとともに、「いじめ撲滅」に向けた具体的取組を行う。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

5 指導の改善に向けて

いじめ防止への取組にかかわる達成目標を学校評価で取り入れ、次年度への改善にあたる。